

京都府営水道事業経営審議会 第5回料金等専門部会議事要旨

- 1 日時 令和6年6月17日（月）午前10時～12時
- 2 会場 京都ガーデンパレス「栄」
- 3 出席者 （委員）西垣部会長、池淵委員、越後委員、佐藤委員、山田委員
（事務局）公営企業管理監、公営企業経営課長、水道政策課長ほか
- 4 議題
 - （1）令和7年度以降の供給料金について
 - （2）受水市町意見について
 - （3）第3次答申（骨子（案））について

5 議事要旨

（1）令和7年度以降の供給料金について【資料1】

- | | | |
|-----|---|--|
| 委員 | ✓ | 使用料金について、修繕引当金の活用により次期・次々期の料金算定期間における急激な単価上昇を緩和することのだが、実際に急激な値上げは見込まれるのか。 |
| 事務局 | ✓ | 修繕引当金充当前の試算では、現行の30.3円から次期34.8円、次々期36.9円と単価上昇が見込まれる。末端水道料金への影響も考慮して単価上昇はできる限り緩和するという観点から、修繕引当金の活用を考えている。 |
| 委員 | ✓ | 建設負担料金の構成コスト（ダム管理費、減価償却費、企業債支払利息）は次期、次々期と逡減を見込んでいるが、この傾向はいつ頃まで続くのか。 |
| 事務局 | ✓ | ダム管理費については、国や機構から示された最新の見通しでは、次々期までは下がる見込みであるが、それ以降についてはまだ示されていない。
✓ 減価償却費については、今後、木津浄水場高度処理施設等の整備が進めば、将来的には上昇すると予想される。 |

（2）受水市町意見について【資料2】

- | | | |
|-----|---|--|
| 委員 | ✓ | 予備力25%は過剰という意見があるが、予備力の率は変更できないのか。 |
| 事務局 | ✓ | （公社）日本水道協会の水道施設設計指針において25%程度が標準とされているが、同指針では「一律に設けるものではなく、諸条件を勘案して設ける」ともされているため、府営水道エリア全体の適正な予備力については、受水市町との意見交換を続けていきたいと考えている。 |
| 委員 | ✓ | 必要な予備力は、水道施設の規模が大きくなれば、率を下げても支障はないものなのか。そうなのであれば、市町意見には一理あると思う。 |
| 委員 | ✓ | 建設負担水量の見直し案（案1：将来の施設整備方針に応じて負担割合を変更していく方法、案2：実際の水需要に応じて、予備力も含めて応分の負担を求める方法）について、案2の場合は受水市町によって負担の増減があるため意見が分かれることは理解できるが、案1を受け入れられないというのはどのような考え方によるものか。 |
| 事務局 | ✓ | 案1に関しては、将来の施設整備方針の合意が得られるかどうか現時点で |

は不明であり、また合意が得られるとしても時間がかかることから、早急な見直しを望んでいる市町にとっては抵抗感がある。また、案1の考え方だけに基づいて水量を調整すると、将来的には負担割合が固定化することも懸念される。

- 委員 ✓ 当部会としては、府営水道の立場を十分に理解した上で、案2における予備力の考え方を整理し、新たな調整方法を完成させなければならない。新たな調整方法によって市町が困るのであれば、事情は考慮すべき。府営水道と受水市町の立場をきちんと切り分けて、原則は通した上で新たな議論をすればよい。
- 委員 ✓ 府営水道を活用しなくても水需要が当初計画していた水量までに至らないのは、個々の自治体だけの責任ではないため考慮したらよいと思う。ただ、自己水を使いたいとか自己水のコストが安いとかは別の議論。
- 委員 ✓ 案1・案2の折衷案の考え方には専門部会としても賛同できるので、折衷案に基づく見直しを早期に進めることを原則とし、受水市町ごとの実情を踏まえ、必要に応じて配慮すべき点を検討するといった考え方がよいのではないか。次期建設負担料金は下がる見通しであることから、見直しに伴い水量増となる市町における財政負担の増が緩和でき、良いタイミングである。
- 事務局 ✓ 市町意見の中で、見直し案への反映に適したものはあるか。
- 事務局 ✓ 先ほどもご質問があったが、案2における適正な予備力の考え方に関しては複数の市町から意見が寄せられており、25%という率の妥当性について市町と話し合っていくことになる。その際は、災害や事故等の危機対応や、施設更新時に一部の浄水場が使えない場合の供給能力確保といった、具体的な想定に基づいての議論となるものと考えている。
- 委員 ✓ 施設更新時には予備力を活用することになるが、施設の更新時期との兼ね合いによって予備力が過剰となる時期があるのなら、予備力の率は下げてもよいのではないか。
- 委員 ✓ 折衷案の内容は評価できる。これを基本とし、予備力の考え方を調整するような形で進めるのがよい。
- 委員 ✓ 建設負担水量の総量を 190,000 m³/日から変更するのは難しいのか。
- 事務局 ✓ 案2は府営水道の現行の施設能力 166,000 m³/日を基に計算している。
- 事務局 ✓ 案1における総量を 166,000 m³/日とすると、単価が上昇する。また、全受水市町の水需要が現行の建設負担水量の枠内に収まっていれば負担割合は変わらないが、実際には水需要が建設負担水量を上回っている市町があるため、水量の融通をしなければ必要量を供給できないことになる。
- 委員 ✓ 案2に対して「市町の裁量により府営水の利用減少が進むことが危惧される」との意見があるが、どのようにして対応する考えなのか。
- 事務局 ✓ 案2では、市町の自己水施設能力を差し引いて水量を計算するため、自己水施設の能力が多い市町では負担が軽くなる。今後水需要の減少が進むと、市町では府営水と自己水のいずれを減らすのか選択する必要が生じ、コスト比較では府営水を減らすほうに傾くと思われるので、そうした事態を回避するためには一定のルールを設ける必要があると考えている。
- 委員 ✓ 今後受水市町との協議が進めば、将来的には各市町の自己水も含めた費用負担を計算すればよいのではないか。
- 委員 ✓ 府営水道の資金残高が増加傾向であるため料金単価の引き下げのべきという意見があるが、資金残高の増は資産維持費の導入によるものか。
- 事務局 ✓ 料金算定上の考え方はそのとおりで、資金残高の増加分は建設改良に活用するための資金として積み上がっているもの。実際の決算状況としては、入札減等で生じたものも含まれている。

(3) 第3次答申（骨子（案））について【資料3】

- 委員 ✓ 骨子案第1章（市町ヒアリング結果）に、広域化・広域連携については京都市も交えて議論すべきとの意見を取り上げているが、具体的な議論の進め方についての考えはどうか。
- 事務局 ✓ 府営水道としては受水エリア全体での連携についてまずは検討していきたいと考えているが、一部の市町では京都市との連絡管がすでに接続されている等の実情を踏まえた意見を記載したもの。
- 委員 ✓ 具体的な検討事項としては、例えばソフト面では資機材の共同購入等が考えられるが、幅広い視野、長期的な視点で考えていきたい。
- 委員 ✓ まずは災害対応や渇水対応の連携から始めるべきではないか。
- 委員 ✓ 広域化・広域連携の議論は府営水エリアに限定する必要はない。府内の水道事業の将来像を考えたときに、京都市と全く連携しないというのは考えにくいのではないか。
- 委員 ✓ 建設負担水量の調整について、骨子案では第2章（次期供給料金）に並べて記載しているが、今後議論を継続していく事項であり、決定事項であるような誤解を招かないよう、答申案作成時は構成をよく検討すべき。
- 委員 ✓ 次回の専門部会では答申案として文章化したものを議論することになるが、建設負担水量の見直しについてどの程度の内容を記載できるのか。
- 事務局 ✓ 市町との調整状況にもよるが、少なくとも見直しの方向性は記載したいと考えている。
- 委員 ✓ さらに市町との調整を進め、可能であれば詳細に記載するのがよい。調整が難しい場合、当部会の意見として踏み込んで書いてもよいかと思う。
- 委員 ✓ 施設整備方針の検討は、第2次ビジョン策定時に実施したシミュレーションを基にするものと思うが、今回の答申ではどの程度文章化できるのか。府営水道エリア全体の適正な施設規模配置案というのは、大体において受水市町との共通認識なのか、あるいは時期尚早なのか。市町における受け止めはどうか。
- 委員 ✓ 市町においては、10年を超えるような長期の施設整備計画を立てていないところもあるのが実状かと思う。
- 委員 ✓ 答申においては、現在実践されている広域化・広域連携の例に加えて、将来的な想定例も記載するのがよいのではないか。広域化・広域連携のレベルが進めば進むほど、全体としても、各市町にもメリットが及ぶということへの理解を求めていくべき。

<その他> 今後のスケジュールについて【資料4】

- 委員 ✓ 8月下旬頃の第14回経営審議会では答申の中間案報告が必要となる。タイトなスケジュールだが、しっかりと調整を進めていくこと。